

様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	平成14年度保健福祉審議会（第6回）
開催日時	平成15年1月21日（火）
開催場所	保谷庁舎防災センター6階講座室2
出席者	委員)川村会長、清水委員、保谷委員、中江委員、赤塚委員、 (欠席：阿副会長、兼子委員、佐藤委員、酒枝委員、服部委員、小野委員) (事務局)加藤保健福祉部長、神作保健福祉総合調整課長、伊藤保健福祉部主幹、長澤障害福祉課長、澤谷保健福祉総合調整課庶務係長、小倉主任、三城主事、杉山障害福祉課サービス給付係長、磯崎同係主査
議題	平成14年度保健福祉審議会(第5回)会議録の確認 西東京市障害者基本計画を作成するにあたっての基本的な考え方について(資料説明) 質疑応答 今後の日程、その他
会議資料	1 西東京市障害者基本計画 答申(第一次案) 2 障害者基本計画(国) 3 重点施策実施5ヵ年計画(国)
	会議内容の要点記録
発言者名	発言内容
会長	開会挨拶。事前配布の第5回会議録の確認。いいか。何かあったら事務局に連絡してほしい。資料確認。
事務局	事前配布資料は西東京市障害者基本計画答申(第一次案)。当日配布資料は障害者基本計画(国)、重点施策実施5ヵ年計画(国)である。
会長	議事に入る。西東京市障害者基本計画を作成するにあたっての基本的な考え方について資料に基づき説明を事務局からして欲しい。

事務局	西東京市障害者基本計画を作成するにあたっての基本的な考え方について答申第一次案を資料説明。国の障害者基本計画及び重点施策実施5ヵ年計画を資料説明。
会長	国の新障害者計画が明らかになった。内容は多岐にわたっている。一部事前に資料配布されたが、ポイントの説明でどこまで理解できたのかと思うが、事務局の説明で国の今後5年間の考えているかということ踏まえて質疑に入りたい。国の方針が示され、それを踏まえて西東京がその具体化で、どのような現状の問題点を踏まえて進んでいくのか質問あるかと思う。意見をもらいたい。
委員	6つの計画の目標の中に重要なことが兼ねられる形になり、内容も盛り込まれている。今後の方向性だが、地域で支える基盤づくりはこれから市町村の時代にどういう市をつくっていくか、きちんとした基盤をつくらうということだと思う。市町村の時代に地域福祉を推進していく市をつくりあげる市の役割、責任があるのでないかと思う。こういう体制に誘導していく、あるいは相互協力体制等が十分でない事業等については市が自ら行うなど、こういう状況をつくっていくことを書き込むことはどうなのか。意見が交わされたのか聞きたい。快適に過ごせる環境づくりで、入所施設から在宅へというのが諮問にあったが、そこに関連するのが利用者本位の考え方に基つきというのがそれかと思うが、もう少しはっきりと一人ひとりの多様なニーズに応じて地域で生活し続けられるということと、今までこういった体制が整備されていなくて入所施設で生活している人の中で西東京市に戻りたいという人がいた場合、その意思を実現できるような体制も整えていかなくてはならないというようなことも何らなかの形で書き込めないのか。入所施設から在宅へということについては待っていてはできないと思う。それなりの仕掛けとか、それに乗りやすい仕組みとか、安心できる仕組みとかそういうものがないと入所施設から在宅へは進まないと思う。入所施設だけに解体をとるのでなく、地域に戻すためにこういうことが必要であり、やるということここを書き込んだらどうか。安心して暮らせるまちづくりでは、権利擁護センターあんしん西東京は前にも聞いたが、契約による利用制度になることで、契約を支援する、意思決定を支援することは重要だと思う。機能の充実を図るということだが実際どうなのか、成年後見制度の利用状況を聞きたい。自分にあった生き方ができるまちづくりで一人ひとりの多様なニーズにあったサービスが選択できる体制を整備するということだが、アンケート・意見にあったが、障害者のため施設、サービスというだけでなく、普通の社会資源を使えるようにしていくその観点が重要というのがあった。社会資源を障害がある人も一緒に使っていけるような形を求めていくのはどうか。情報提供・相談体制のしくみづくりを進めると簡単に書いているが、相談窓口を一本化が必要とかいろいろ意見がある。しくみづくりはどういうことを盛り込んだしくみづくりかを書いて欲しい。情報の収集・利用などに大きな障害のある方々に対するコミュニケーション手段の確保だが、聴覚障害と視覚障害は大概出るが、知的障害者の人のことが入っていない。知的障害者の人に支援費制度はどう情報提供できたのか反省される。知的障害者を入れて方法について考えて、漏らさないようにして欲しい。
会長	多岐にわたっているが、順番に市、国の考えを示して欲しい。今後の方向性のなかで地域で支える基盤づくりで、市の役割の主体的なものはい

	<p>かかがとあるが、その当たりから回答して欲しい。</p>
事務局	<p>基盤づくりについて意見が交わされたかということだが、答申に対する案だが、細かいことはここでは盛り込まず、大きな方向性を示した。細かいことは具体的な計画に盛り込み、ここでは方向性を示した。基盤づくりの意見交換に至っていない。成年後見制度の利用状況は障害で困難ケースでつながる利用実績はない。今後支援費制度の契約が始まれば出てくると思う。支援費制度の理解は健常者が不安に感じる状況で、介護保険との思い違いもある。知的障害自身の人々が納得できる理解は難しいかと思う。何度も説明し実際に動いていくなかで、制度が進んだところで丁寧に説明していきたい。相談体制は大きくりの方向性を示した。細かい文言のところは今後の具体的な計画になる。</p>
会長	<p>快適に過ごせる環境づくりで、施設から在宅へのところで、地域で生活し続けられるための生活支援体制の整備とか、行政は待つだけでなく踏みこんだらどうかということはどうか。</p>
事務局	<p>国の基本計画が示され、今後都道府県レベルの計画もまた国に準じて出て来ると思う。国の計画は多岐にわたり、障害者、保健医療と様々な分野にわたり、市にそのまますることではない。都の方向を見ながら、具体的な計画にそれを視野に入れて、整合性を図り、入れられるのものは入れていく。</p>
会長	<p>自分にあった生き方ができるまちづくりで、サービスの選択のできる体制で普通、一般的な社会資源を活用していくというのはどうか。</p>
事務局	<p>今ある資源を活用するのは大事である。障害者の方が地域でというのは健常な地域の方と一緒に、委員の言うように地域の方と一緒にそこで交流しながら、施設を使いながら、楽しみながらということでもいい提案をもらった。情報提供・相談体制のしくみづくりでここでは聴覚と視覚障害で、コミュニケーションがとりづらいのが聴覚・視覚とあるので、知的障害者もコミュニケーションをとりづらい障害の特質であるので、提案していただき入れ込んでいきたいと思う。</p>
会長	<p>高齢者のように計画の策定は障害者については法的に義務付けられていない。国は地方自治体に対しての行政指導は弱いと思う。だから区市町村の障害者計画の策定率は83.7%で、これはかなり改善された。一時期は1/3くらいだった。問題は計画をつくって実行してどう進んだかを評価をする、同時に見直すことになると思う。新障害者プランを受けた、従来市の障害者計画を見直し、実行し、評価することが大切である。都の障害者計画との整合性を図ることになるが、市の現行計画の見直しはどうか。</p>
事務局	<p>今、策定予定の障害者計画だが、進捗状況、重点施策を検証しながら、前期5ヶ年計画ということで重点施策を検証して、後期につなげると考えている。</p>
会長	<p>ここに書いてあるのを実行できれば立派であるが、例えば障害者の雇用率では、景気が悪いと一番最初に契約を解約されるのは障害者、アルバイト、パートであり、フリーターである。産業界の対応について厚生労働省はどこまで本気になるのか。国は方針を示して、具体的には自治体</p>

	<p>にやれという状況になる。財源はどう出されるのか。これは方針と整備目標量だけである。国は財源をどう考えているのか。補助は行われるのか。都はどうかはるが、西東京市としては、利用者の側に立ち、どう積極的に国、都の方針、財源手立てを考えながら進める状況だが、西東京として利用者本位の立場で国、都の方針の待ちの限界を超えて、どう具体的に政策を具体化させるのか。新障害者プランをクリアしさらに上乘せ、横出しをしていくような積極的施策というのをどう考えているのか。</p>
事務局	<p>予算化していないなかで答えられない部分もあるが、国の就労施策で10都道府県で50人のジョブコーチの配置があり、来年度の予算化で各都道府県レベルで各5人くらいのジョブコーチの配置の予算化をしている。国の施策の中ではトライアル雇用、グループ就労など様々な携帯のものを示して、それをモデル的にやっている。東京都が一番進んでいると思う。景気がよくならない中で雇用主からも障害者の法定雇用率をクリアしないと違反金を払わなければならないが、雇用すれば補助金はもらえるが、違反金を払っても、雇用する状況ではないと雇用主は考えている状況である。国や都の就労支援策を活用しながら、市としても具体的なものがないか考えているところである。</p>
事務局	<p>計画の実現、実行率だが、トータル的に障害者基本計画が策定され、今後市のなかでどう実現、実行されるかということだが、市の総合計画に取り入れるのが前提で、そこで予算の裏づけ等については、前期実行計画、調整計画という形になり、10カ年の総合計画のうち、5ヶ年スパンなのか、3ヶ年スパンなのか、そういうなかで具体的な財源の裏づけのある対応になる。そういった手続行為をするには、個別計画の用意が前提で必要となる。それで今回の計画づくりが先行している。どういう計画でどういう内容か、あらゆる要望課題をどう実現するかは、新障害者計画で掲げられている国の課題、これをどう都道府県レベルで受けとめるのか、都の施策が国のものをどう受け入れるかで、国から財源をもらい、都道府県経由で市に交付されることになる。都が国の新障害者基本計画が支援策等を含めてどう見直しするのかを注目し、縦割りの部分をどう受けるのかが実現性の高い計画になる。市の単独としてどう考えるか。市としての上乗せ、横出しはをどうするかは、18万市域のなかで抱えている課題、問題点もあり、施設から在宅へどう移行させるのか、そういった取組みがこの間の介護保健制度や精神保健法の改正を見ても、施設から在宅へという流れができており、その具現策をどう取り入れるかということでも、必ず財源が伴うので、その場合には空き教室の活用とかいろいろなことが考えられ、できるだけ実現性の高いものを取り入れていきたい。縦割り行政の単独の部分と制度改正に期待するところもある。既存の法体系の中では、課題問題が多くて、実現が不可能だというそういったものについてどういう形で国や都に求めるのかということも、今後政策課題を具体的に詰める中ではそういう取組みも必要になってくると思う。推進体制の強化をして、作っても実効性のないのが大半というのでなく、計画をつくっても実行性が高いもの、毎年進行管理がされるもの、市民に公表されるもの、そしてまた国や都に要望としてあげるもの、そんなしくみづくりが必要かと思う。</p>
会長	<p>国に聞いてみたいが、整備目標量が、施設在宅とでているが、この整備目標量で全国的に解決できるのか疑問がある。どこまで現場の状況を踏まえた上での実数として示されているのか。平成元年のゴールドプラン</p>

	<p>ではホームヘルパー10万人確保としていたが、実際には平成5年の老人保健福祉計画で区市町村がアンケート調査したら20万人となった。半分しか国の整備目標量が区市町村の実態からするとカウントされていなかった。20万人は3200の区市町村によるとコンサルタントに委託したり、民生委員がアンケート調査したりでずさんである。実際は40万人、50万人のホームヘルパーが必要ではないかでないかと思う。これはフルタイムの人だから実際は7割がパート登録ヘルパーなので、120万人から150万人が高齢者だけでも必要と言われている。ゴールドプランの10万人のカウントに障害者のヘルパーもカウントされている。国の示した整備目標量は実態に合わない、遠慮している実態の分からない数字が並んでいるのではないかと思う。この数字だけでもこの5年間にクリアできるのか。実際に新障害者プランとして国の目標量が示され、これを47の都道府県で割ると、3200の区市町村で割ると、実際西東京で何人になるという計算が老人保健福祉計画の策定では机上の理論で整備目標量が立てられた。結局10万人が20万人に数字が上がったから、自治大臣、厚生大臣、大蔵大臣の折衝で17万人に削られた。これが新ゴールドプランである。実態に合わないことをまたやっているのかと思う。国の示した整備目標量に対して西東京市はどう考えているのか。</p>
事務局	<p>西東京の水準になるが、水準はこれまでの現行の障害者福祉計画を受けて、都の支援策を受けて、一定の目標量を定めて、その水準が全国レベルがどうかということだが、三多摩でどうなのか、区市町村でどうなのか、その水準が平均であれば、それに対して一定率をかけて10ヵ年の数字がでる。国の数字の根拠はあいまい。理論上の数字であるので、今回の新障害者基本計画を受けて数値目標を定められるのかどうか。内容によってはこの事業は今後継続するという表現になるのか、政策課題は今後充実するというようになるのか。言葉で表現せざるを得ないこともある。数値目標を出せるのであれば可能であるが、難しさがある。具体的にヘルパー関係等は出せるものはあるが、介護保険みたいにサービスの提供供給量が定められないと保険料が出せないという方程式があれば出せる。抽象的表現せざるを得ないところも出てくる。具体的に利用者に対してもっと具体的にするには、都の支援策がきちんと出ないと出せない。</p>
事務局	<p>国の数値目標が出て、ホームヘルパー6万人確保で足りるのかということだが、国の13年度予算だと目標値が45300人、92%の達成率だと国の予算だとなっている。西東京の状況では、ヘルパー派遣は身体障害者の方、65歳以上は介護保険とだぶるが、62%強の方がいるが、その中でヘルパーが足りずに供給ができずにいるような実態ではない。供給体制はあり、介護人はいるのでヘルパーの時間をもっと増やせるというようなことであり。実態は足りないということではない。居宅については何とか現状でもなると思う。数値目標は介護保険と違い障害者の数値目標は出せないかもしれない。ヘルパーは足りている。通所、授産施設という足りないところの施設は何が足りないとか、卒後10年はどれくらいいるかということは把握している。</p>
会長	<p>区市町村で地域によっての実情とか、ニーズの違いがあると思うが、西東京市としての検証をして、障害者基本計画の検討委員会でやることだと思うが、評価したものを示して欲しい。</p>
委員	<p>在宅サービスの数値目標で、ホームヘルパーの派遣だが、国では知的障</p>

	<p>害者では予算は残があった。在宅サービスのホームヘルプサービスの扶養義務の範囲が親がはずれたというのがあって、これから知的障害のある方が地域で一人で生活していこうと、あるいはグループホームなどにもホームヘルパーが派遣できるなど、いろいろ変わってきた。支援費制度になって自分が必要なら相談のうえ申請していいというようになってきたので、これからいろいろと申請が始まり、増えていくと思う。一人暮らしだけでなく、家族と生活していても外出のヘルパー支援とか、いろいろな形で活用されていくと思う。これからどれくらいホームヘルパーが必要か、実際の支援の中で明らかになる。今までの実績では語れない新しい福祉の時代になると思う。市としてこのサービスを使って在宅生活を維持できる、充実できるようにするための予算措置をやって欲しい。福祉サービスの第三者評価は案には出てきていないがどうか。安心して暮らせるまちづくりで計画の目標のところまでサービスの評価推進はあるが、そのあとの部分では福祉サービスの評価というのが言葉としては出てきていないが。</p>
会長	<p>第三者評価は諮問事項にはあり、答申案にはない。委員会が諮問事項に討議したになる。</p>
委員	<p>福祉サービスの第三者評価については、サービスの質を評価するとか、経営を評価することはあるが、更に重要なこととして、契約を結ぶ中で、例えば個別支援計画とかで具体的なサービスと内容が示される。それも含めて契約となる。契約がきちんと履行されているのかどうかチェックするところが見当たらない。行政の監査もあるが、福祉サービスの第三者評価がその役割を果たしていくと思う。福祉サービス第三者評価を盛り込んでもらいたい。</p>
事務局	<p>サービス評価の質の向上化は、そのシステム化を都は 15 年度から 3 ヶ年で行う。西東京市は官、民両方で行う。ここで挿入する。評価は公表することになる。</p>
会長	<p>権利擁護センターあんしん西東京は、問題が起きた後の事後のことで、事前のチェック、指導が大事でないかと思う。このことは推進体制で組み込まれるのでいいと思う。まだまだ具体的に明らかになっていず、都も明らかにやっていず、西東京もやきもきしていると思う。支援費制度等の議論は、障害者基本計画検討委員会でも行われ、そのこともこちらにも報告してもらいながら、それに対して審議会としても意見があるようなので、個別の検討委員会の結果を報告してもらい、今日の内容をもう一度確認して、この審議会の意見をもらい、保健福祉審議会の答申に盛り込んでいきたい。今後の日程、その他で何かあるか。</p>
事務局	<p>今後の日程では、今日は出席委員は少ないが、次回は 2 月 27 日、28 日の中で行っていきたい。各委員の都合を聞いていく。</p>
事務局	<p>答申案について意見があれば、今月末までにももらえればありがたい。</p>
会長	<p>今日はこれで終わる。</p>